

3く消 第129号
令和3年(2021年)8月30日

交通安全運動推進機関・団長の長 様

長野県交通安全運動推進本部長
(長野県知事)

「横断歩道ルール・マナーアップ運動」の実施について(通知)

日頃から交通安全運動の推進に対しましてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年「秋の全国交通安全運動」の実施については、8月18日付け3く消第118号により通知したところですが、この実施要綱中の「横断歩道ルール・マナーアップ運動」の詳細について下記のとおり定めましたので、ご了知の上、効果的な運動が行われるよう格別のご配慮をお願いいたします。

記

- 1 運動の期間
令和3年9月1日(水)から9月30日(木)まで(1か月間)
- 2 運動の重点等
別添「横断歩道ルール・マナーアップ運動実施要領」のとおり

長野県交通安全運動推進本部
(事務局:県民文化部くらし安全・消費生活課交通安全対策係)
(課長) 笠原 隆通 (担当) 島田 博隆
電話(直通) 026-235-7174 FAX 026-235-7374
(内線) 2848
E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

横断歩道ルール・マナーアップ運動実施要領

1 趣 旨

過去5年の横断歩道横断中の交通事故発生状況を鑑みると、9月から12月にかけて多発、激増する傾向にある。

一方、(一社)日本自動車連盟(JAF)による横断歩道の停止率の調査結果によると、停止率5年連続1位であり、長野県の横断歩道における運転者の歩行者優先の交通安全意識と歩行者の交通マナーは全国に誇れるものである。

これをさらに浸透・向上させ横断歩道の交通事故の発生を抑止するため、横断歩道における運転者のルールの遵守と歩行者のマナーアップ行動の実践を呼びかける以下の「横断歩道ルール・マナーアップ運動」を展開する。

2 名 称

横断歩道ルール・マナーアップ運動

3 主 催

長野県交通安全運動推進本部

4 期 間

令和3年9月1日(水)から9月30日(木)までの1か月間

5 推進事項

(1) ドライバーに対する広報啓発

- ① 横断歩道の手前で減速しましょう
- ② 横断歩行者の有無を確認しましょう
- ③ 横断歩行者がいたら必ず停止しましょう

【合言葉】横断歩道 必ず止まって さあどうぞ

(2) 歩行者に対する広報啓発

- ① 道路を横断しないときは、横断歩道の近くに立たないようにしましょう
- ② 道路を横断するときには、大きく首を振って右左の安全確認しましょう
- ③ 手を上げるなどハンドサインで横断する意思をドライバーに伝えましょう。

【合言葉】渡ります 気持ちを伝える 手を上げて

6 留意事項

(1) 各種メディアを活用した広報・啓発の実施

広報紙等への掲載、地元ケーブルテレビ、SNS等の様々な広報媒体を最大限に活用した非接触型の広報啓発活動に努めること

(2) チラシの活用

別添「横断歩道ルール・マナーアップ運動」のチラシ（データ）を送付するので、各種行政窓口への配置や協力団体への送付等有効的な活用に努めること

(3) 秋の全国交通安全運動との連動

本運動の内容については、秋の全国交通安全運動長野県実施要綱にも推進項目として掲げていることから、連動した広報啓発活動に努めること

(4) 新型コロナウイルス感染状況等を鑑みた活動

本運動の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大状況や、地域の感染警戒レベルを踏まえ、感染防止対策を講じた上で実施、または中止とするなど、県民の命と健康を守ることを最優先とすること



横断歩道の ルールとマナーを

アップ!

～ 運転者と歩行者お互いが気持ち良く安全な横断歩道へ ～

運転者の皆さんへ

【横断歩道 必ず止まって さあどうぞ】

- ① 横断歩道の手前で減速
- ② 横断歩行者の有無を確認
- ③ 横断歩行者がいたら必ず停止



ドライバーのルール

歩行者がいたら
停止

歩行者の有無を
確認

横断歩道の手前で
減速

歩行者の皆さんへ

【渡ります 気持ちを伝える 手を上げて】



- ① 道路を横断しないときは、横断歩道の近くに立たない
- ② 道路を横断するときは、大きく首を振って右左の安全を確認
- ③ 手を上げるなどのハンドサインで横断する意思を明確にドライバーに伝える

※ルール・マナーアップ動画→



～ まちがいさがし ～

上と下の絵に5つの違いがあります。みんなで探してみましょ。う。



長野県と長野県警察では、「横断歩道ルール・マナーアップ運動」のキャッチフレーズを募集します。

キャッチフレーズは、「ドライバー」向けのもの、「歩行者」向けのを募集しています。応募いただいた作品の中から、来年の「横断歩道ルール・マナーアップ運動」のキャッチフレーズを決定します。

県のホームページに掲載された応募用紙にキャッチフレーズを記載していただき、下記応募先に応募をお願いします。検索は「ルール・マナーアップ キャッチフレーズ」で！

応募用紙のQRコード



- ドライバー向け 例：横断歩道 必ず止まって さあどうぞ
- 歩行者向け 例：渡ります 気持ちを伝える 手を上げて

～まちがいさがし答え～

応募先 キャッチフレーズ応募専用メールアドレス
catch-phrase@pref.nagano.lg.jp

応募期限 令和3年10月31日(日)まで

問い合わせ先 長野県交通安全運動推進本部
 (長野県県民文化部くらし安全・消費生活課交通安全対策係)
 TEL 026-235-7174

